

## 新聞の定期購読契約に関する トラブルにご注意ください！

長期契約や一年以上も先の購読契約は慎重に。

トラブルを避けるためには、

- 玄関ドアを開ける前に事業者名や用件を確認
- 不要な契約は、きっぱり断る
- 契約書は契約期間の終了まで保管



一人暮らしや高齢者のみの世帯には  
周囲の見守りや声かけが大切です。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索